



教 県 第 1 5 3 - 2 号

令 和 2 年 5 月 2 9 日

各市町村教育委員会教育長 }
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための教職員の自宅勤務に関する要綱」の一部改正について（通知）

「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための教職員の自宅勤務に関する要綱」の一部を別紙1のとおり改正することとしました。県立学校においては、下記のとおり実施しますので、参考として送付いたします。

記

1 改正の概要

(1) 自宅勤務について（要綱1）

自宅勤務とは、校長が教職員に対し当該教職員の自宅を勤務公署とみなして、勤務を命ずることとした。

(2) 手続きについて（要綱7）

教職員は「自宅勤務申請書兼報告書」（別紙2）により、原則として事前に校長に申し出ることとし、勤務終了後、同申請書兼報告書の「4 報告事項」に自宅においてした勤務の内容を記載することとした。

2 施行期日

令和2年6月1日（月）

担 当：県立学校人事課 学事担当

電 話：048-830-6735

事 務 連 絡

令和2年5月29日

各市町村教育委員会教育長 }
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課長

**「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための教職員の自宅勤務
に関する要綱」の一部改正について**

日頃、本県の教育行政に関して御理解・御協力いただき感謝申し上げます。

さて、本日、別添のとおり、県立学校人事課より「「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための教職員の自宅勤務に関する要綱」の一部改正について（通知）」が発出されました。

今回の改正により、県立学校では、『旅行命令を受け、勤務公署を離れて、自宅において勤務すること』としてきた自宅勤務を、『自宅を勤務公署として勤務を命じること』となります。

この改正により、6月1日以降、自宅勤務に関する出張命令は必要なくなりますが、自宅勤務をする際には、管理職に事前に申し出を行い、勤務後に復命することが必要であることは変わりません。

各市町村教育委員会においても、今回の改正について、適切に対応いただきますようお願い申し上げます。

担当：小中学校人事課 人事・学事担当

電話：048-830-6939

別紙 1

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための教職員の 自宅勤務に関する要綱

- 1 自宅勤務について
自宅勤務とは、校長が教職員に対し当該教職員の自宅を勤務公署とみなして、勤務を命ずることをいう。
- 2 対象者について
県立学校に勤務する教職員（会計年度任用職員を含む）を対象とする。
- 3 勤務時間について
当該校の勤務時間と同様とする。
なお、休憩時間以外の外出は禁止とし、時間外勤務は行えないこととする。
- 4 職務専念義務について
実施教職員は、勤務時間内において職務に専念するものとする。
- 5 勤務の開始、終了の報告について
自宅勤務を実施する際には、勤務の開始時及び終了時に管理職に報告を行うこと。
- 6 自宅勤務の実施日数について
校務の運営に支障がないと判断される範囲で、実施日数は制限しない。
- 7 手続きについて
教職員は「自宅勤務申請書兼報告書」（別紙 2）により、原則として事前に校長に申し出ること。
また、勤務終了後、同申請書兼報告書の「4 報告事項」に自宅においてした勤務の内容を記載すること。
- 8 休暇等他制度との併用について
自宅勤務の実施については、1 日単位とするが、必要に応じ、時間単位の年次休暇、特別休暇、4 時間の勤務時間の割振り変更（いわゆる半日振替）等との併用は妨げない。
- 9 留意事項について
個人情報の持ち出しや自宅での取扱いは、埼玉県情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ共通実施手順「第 4－3（8）情報資産の持ち出し及び運搬」のほか、平成 17 年 9 月 15 日付け文第 533－1 号「重要な文書等の管理について（通知）」、平成 21 年 3 月 19 日付け教総第 1530 号「県立学校における情報の取扱い基準について（通知）」及び平成 22 年 2 月 8 日付け教総第 1183 号「個人所有パソコンの取扱いについて（通知）」等に基づき、十分注意した上で適切に行うこと。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

校長	教頭 (副校長)	教頭	事務長

別紙2

自宅勤務申請書兼報告書

年 月 日

学校長 様

職 名
氏 名

印

下記のとおり、自宅勤務を申請します。

記

1 自宅勤務を希望する日

年 月 日 ()

2 自宅勤務を実施する時間

時 分 から 時 分 まで
(※休憩時間 時 分から 時 分まで)

3 業務内容

4 報告事項

報告日 年 月 日

校長	教頭 (副校長)	教頭	事務長

校長	教頭 (副校長)	教頭	事務長

記入例

別紙2

自宅勤務申請書兼報告書

令和2年●月●日

学校長 様

職 名 教諭
氏 名 齊田 太郎 印

下記のとおり、自宅勤務を申請します。

記

1 自宅勤務を希望する日

令和2年 6月 4日 (木)

自宅勤務を希望する日ごと提出します。

3日間自宅勤務を希望する場合は、
3枚提出します。

2 自宅勤務を実施する時間

8時30分 から 17時30分 まで
(※休憩時間 12時35分から13時20分まで)

3 業務内容

・教材研究

「4 報告事項」については、記入例
を参考にしてください。

4 報告事項

- ・数学Ⅰ 数と式 因数分解 授業プリント作成
- ・数学Ⅰ 数と式 1次不等式 授業で用いるパワーポイント資料作成

報告日 令和2年 6月 ●日

校長	教頭 (副校長)	教頭	事務長